

わがまち特例について

目次

1. 論点、昨年の中間とりまとめ等.....2
2. 論点1 わがまち特例の対象にふさわしい特例について.....6
3. 論点2 わがまち特例の導入にあたって考えられる留意点.....15

論点

- 1 わがまち特例の対象としては、どのようなものがふさわしいか。
- 2 中間とりまとめにおいては、「全国一律の特例措置でなければ政策目的を達成することが困難である特段の事情がない限り」、わがまち特例とすることを原則としたが、他に考えられる留意点はあるか。

【中間とりまとめ（平成23年10月）（抄）】

4 地方税法に定める特例措置のあり方の見直し

3で示した現行の地方税法に定める特例措置に関する現状と課題を踏まえると、現行の地方税法に定める特例措置のあり方については、次の方向で見直すべきであると考えられる【資料2】。

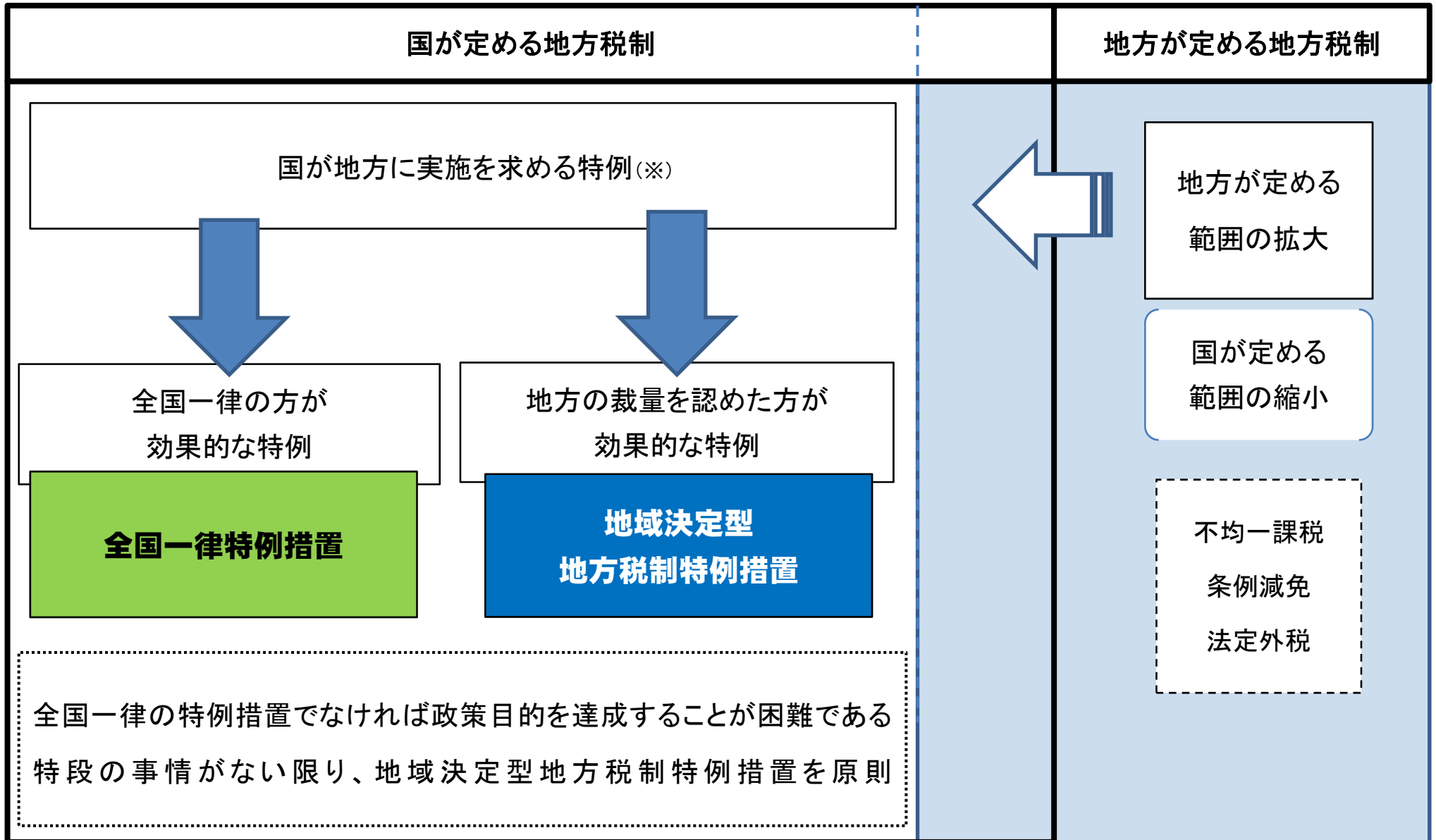
① 地方団体の自主・自立の観点から、地方税法で定める特例措置を可能な限り廃止することにより、地方税制について国が定める範囲を可能な限り縮小するとともに、地方団体が独自に定める余地を拡大すること。

※ 現行制度上、地方税制について、地方団体が独自に定める方法としては、不均一課税、条例減免、法定外税がある。

② 法律に基づき、国が地方団体に対して特例措置の実施を求める場合であっても、地方団体の裁量を認められた方が効果的な特例措置については、全国一律の特例措置ではなく、法律の定める範囲内で、地方団体が特例措置の内容を条例で定めることができる仕組み（地域決定型地方税制特例措置〈通称：わがまち特例〉）を導入すること。

③ また、今後、地方税法に定める特例措置について見直し等を行う際には、全国一律の特例措置でなければ政策目的を達成することが困難である特段の事情がない限り、地域決定型地方税制特例措置方式とすることを原則とすること。

地域決定型地方税制特例措置の導入による地方税法に定める特例措置のあり方の見直し 【資料2】



※特定の政策目的を有する措置及び租税政策の観点から講じる措置

特例措置の主要構成要素

(①税負担軽減の条件：特例対象)

特定の対象物等の取得・保有
特定の支出の実施 等

(②税負担軽減の期間：特例期間)

○年間、特例措置を継続
※期間の定めがないものもある。

(③税負担軽減の程度：特例割合)

課税標準や税額から
一定額を減額 等

条
例
委
任
の
対
象

＜基本的考え方＞

これまで国が統一的に定めていた地方の課税権に関する統制を徐々に緩めていく観点や、住民にとって過度にわかりにくい税制となることは避けるべきといった観点を踏まえ、条例委任は次の方法により実施。

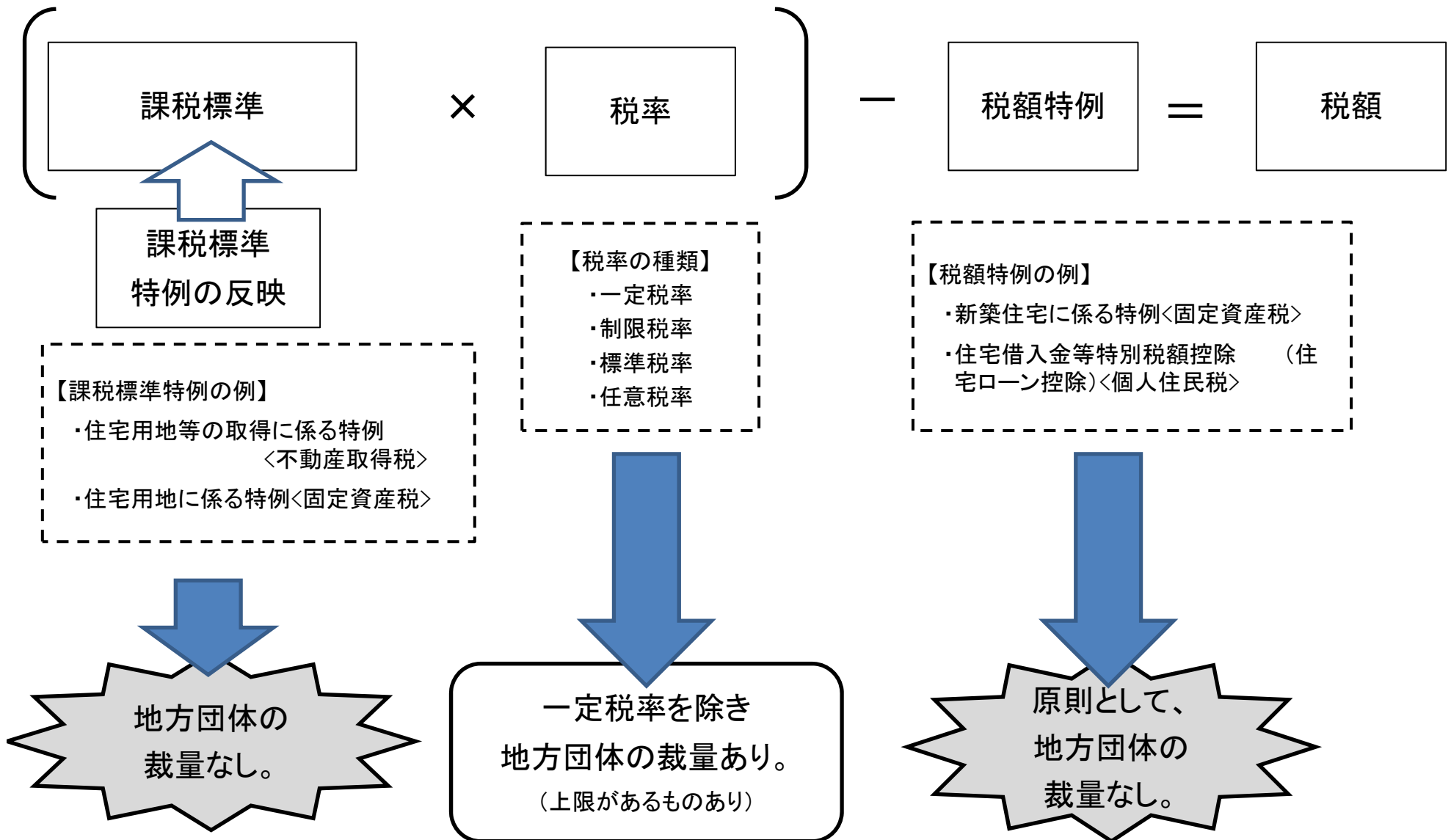
- (1) 特例措置の主要構成要素のうち、特例期間・特例割合について条例委任することを基本とする。
- (2) 特例割合等を条例委任する際には、「法律で示す一定の特例割合等」及び条例で定める特例割合等の「上限・下限」を設ける。
- (3) (2)の上限・下限のあり方は、地域決定型地方税制特例措置方式を導入する個々の特例措置の内容等を踏まえ、検討する。

※ 課税標準特例・税額特例の区別無く、地域決定型地方税制特例措置を導入。

※ 「法律で示す一定の特例割合等」は、「参酌すべき基準」と位置付けることを基本とする。

現行制度における税額計算の基本的な仕組み(概念図)

第2回研究会
(H23.7.25)
参考資料



※ 過去、課税標準の算出方法については、地方団体間の負担の不均衡を是正する観点から統一してきた経緯あり。

論点1 わがまち特例の対象にふさわしい特例について

合理性が低下したと考えられる固定資産税・都市計画税の特例の見直し(案)その2

C 新築住宅特例<一般分・長期優良分>について(新築住宅に係る税額を、一定期間、1/2減額する措置)

(見直しの考え方)

所得税・住民税の住宅ローン控除等と同様に特例対象を自己居住用の新築住宅に限定してはどうか。
住宅をめぐる状況が地域によって様々であることから、「わがまち特例方式」を導入してはどうか。

※新築住宅特例は、都市計画税には適用無し。

【特例対象の限定イメージ】 (初年度: - 平年度:0.03兆円程度)

| 新築住宅特例の対象 ※()内は新築住宅に占める割合<推計値> | |
|---------------------------------|--------------------------------------|
| 現行 | 自己居住用住宅(約80%) 賃貸用の住宅・マンション等(約20%) |
| 見直し案 | 自己居住用住宅(約80%) 対象外 |

※()内は住宅着工統計に基づく推計値(床面積ベース)。自己居住用住宅は持家・分譲住宅の合計、賃貸用の住宅・マンション等は貸家・給与住宅の合計とした。

【わがまち特例の導入イメージ】

| 一般住宅の場合 | |
|---------|-------|
| 特例割合 | 1/2減額 |
| 特例期間 | 3年 |

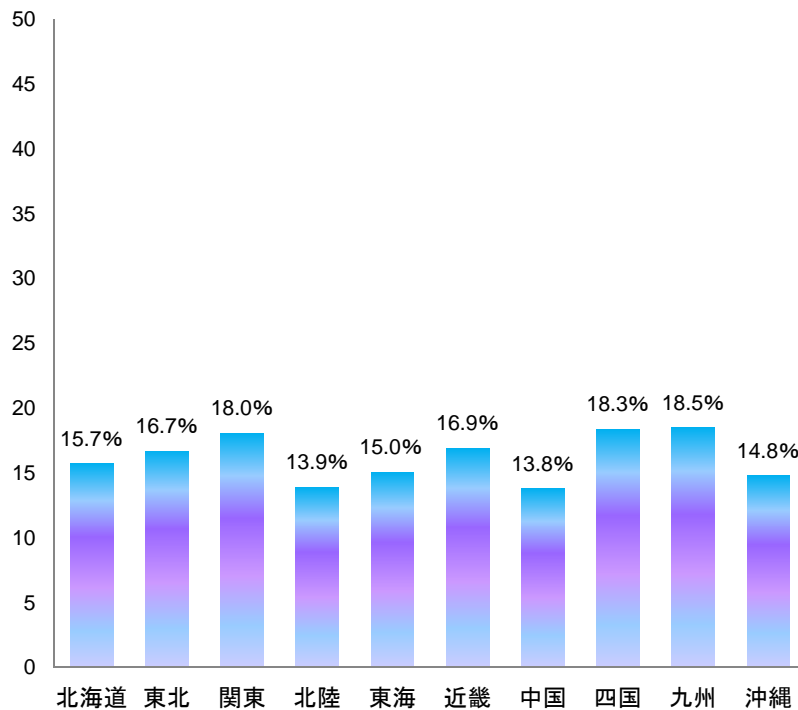


特例期間・特例割合を条例委任(上限・下限あり)

- ・この措置は、約60年にわたり適用され、どの地域でも国民は1/2減額をまさに「本則」として認識。
- ・住宅の確保、住生活の安定、住宅の耐震化等は、全国的に取り組むべき課題。国税、予算措置等を含め、全国的な政策として国を挙げて支援している中で、本減額措置のみを地方の裁量に委ねるといふ性格のものではない。居住する市町村によって税負担に格差が生じるのは国民にとって不都合。

○住居費負担は全地域でほぼ同一の高い水準

【圏域別 住宅ローン負担率】

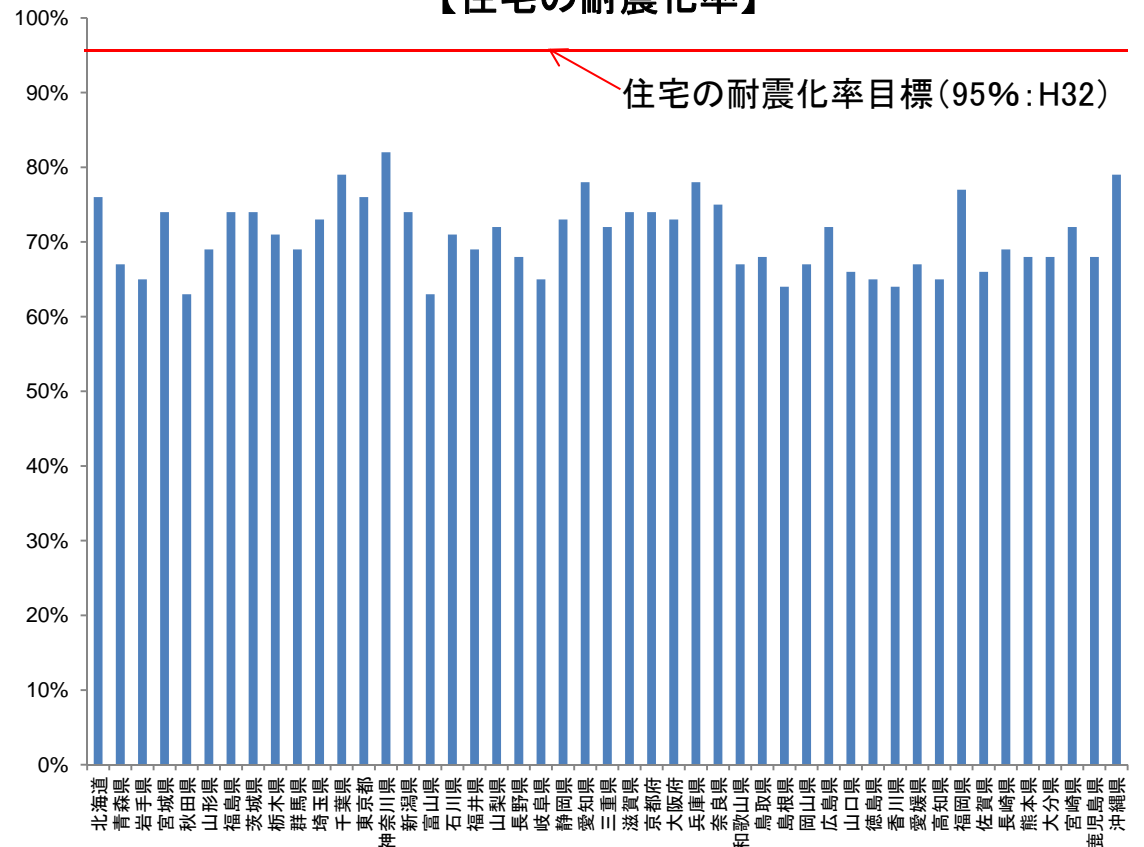


(資料) 2010年総務省家計調査より作成

(注) 住宅ローン負担率 = 土地家屋借金返済額 / 実収入
住宅ローン返済中の二人以上の勤労者世帯における、1ヶ月間の収入と支出より算出

○住宅の耐震化率は目標達成に向け全国的に底上げが必要

【住宅の耐震化率】



(資料) 各都道府県の耐震改修促進計画より国土交通省作成

わがまち特例の導入例【固定資産税】

特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置

○特定都市河川流域内において雨水浸透阻害行為(土地の形質変更、舗装等)を行う者が、新たに取得した雨水貯留浸透施設に対して講じる特例措置を3年延長。

| 特例対象 | 特例内容 |
|----------|--|
| 雨水貯留浸透施設 | 課税標準の軽減率について、 <u>2/3</u> を参酌し、 <u>1/2</u> 以上 <u>5/6</u> 以下の範囲で条例で定める割合 |

※特定都市河川・・・都市部を流れる河川のうち、国土交通大臣、都道府県知事が流域の区域を含む市町村長等の意見を聴取し、区間・流域を指定。

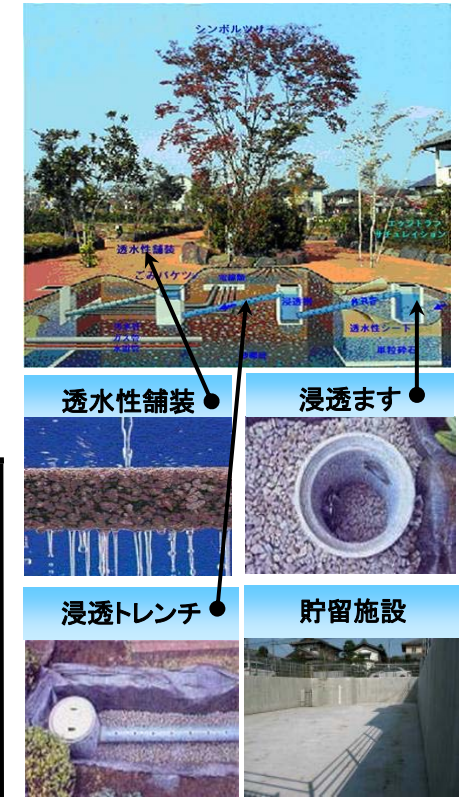
(適用見込件数(対象工事数):496件、減収見込額:0.3億円(参酌基準とした場合の推計))

下水道除害施設に係る課税標準の特例措置

○公共下水道を使用する者が条例に基づき設置した除害施設に対して講じる特例措置を3年延長。

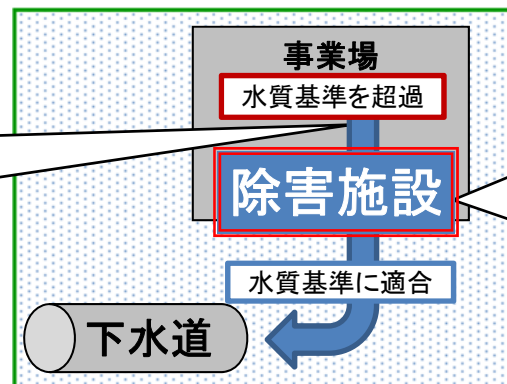
| 特例対象 | 特例内容 |
|---------|--|
| 下水道除害施設 | 課税標準の軽減率について、 <u>3/4</u> を参酌し、 <u>2/3</u> 以上 <u>5/6</u> 以下の範囲で条例で定める割合 |

雨水貯留浸透施設具体例



除害施設と水質保全の仕組み

除害施設が必要な排水
 ・高温排水(45℃以上)
 ・強酸・強アルカリ排水
 ・水質汚濁防止法等の水質基準に不適合等



市町村が、設置を条例で義務づけ

(例)



→酸性又はアルカリ性の排水を中性化



→油脂や浮遊物質を除去

(適用見込件数(新規設置件数):3,436件、減収見込額:5.65億円(参酌基準とした場合の推計))

特定都市河川浸水被害対策法のスキーム

特定都市河川等の指定(第3条)

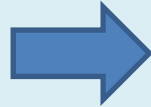
◎特定都市河川(第2条第1項)

- ・都市部を流れる河川(河川法第3条第1項)
- ・著しい浸水被害の発生又はそのおそれ
- ・河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難



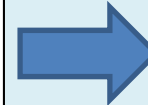
- 国土交通大臣、都道府県知事が区間指定
- ※指定にあたり流域区域市町村長、下水道管理者の意見聴取
- ※区間の指定と合わせて特定都市河川流域を指定

雨水浸透阻害行為(第9条)



◎都道府県知事に申請

- ・雨水浸透阻害行為の区域、規模
- ・雨水貯留浸透施設の設置に関する工事(対策工事)の計画



- ◎雨水浸透阻害行為についての都道府県知事等の許可



雨水貯留浸透施設の設置

【雨水浸透阻害行為】

宅地等以外の土地で行う一定規模(1,000㎡)以上の下記行為

- ①「宅地等」にするために行う土地の形質の変更
- ②土地の舗装
- ③ローラー等により土地を締め固める行為

わがまち特例の対象

下水道法のスキーム

除害施設の設置等(第12条、第12条の11)

◎公共下水道管理者(第3条、第4条)

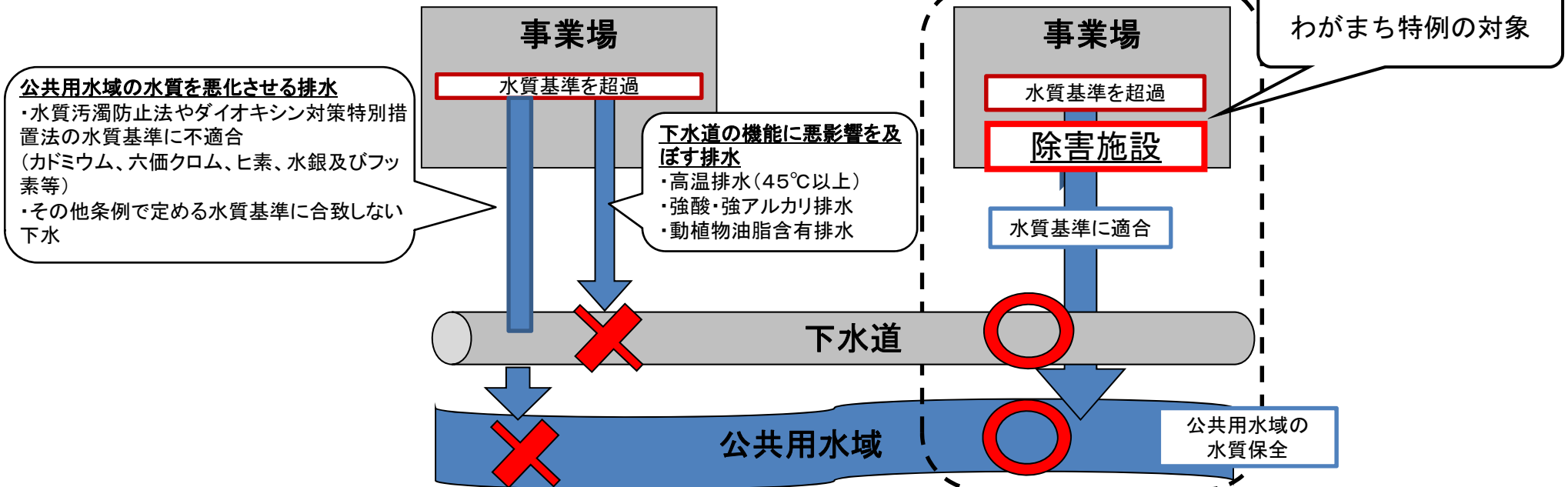
公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は市町村が行うものとする。

公共下水道管理者による条例制定 (第12条、第12条の11)

公共下水道管理者は、著しく下水道の機能を妨げ、又は損傷するおそれのある下水を排出する使用者に対し、除害施設の設置を条例で義務づけることができる。

【除害施設を設置していない場合】

【除害施設を設置した場合】



特定の対象に対し、税負担を軽減等する制度におけるわがまち特例の位置付け

| 国による措置 根拠：地方税法 | 国による措置で一部を条例に委ねるもの 根拠：地方税法、条例 | 地方団体による措置 根拠：地方税法、条例 |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○非課税 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種の政策目的（課税対象の公共性等）、税制上の理由により設けられているもの ・ 全国画一的に一定のものに対して課税しないこととしているものであって、その限りにおいて地方団体の課税権を制限 | <ul style="list-style-type: none"> ○非課税（特例対象を条例委任） <ul style="list-style-type: none"> ・ 救急用の自動車等の非課税（自動車税、軽自動車税） ・ 過疎バスの取得に係る非課税（自動車取得税） | <ul style="list-style-type: none"> ○課税免除（地方税法第6条第1項） <ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の地方団体が公益上その他の事由があるときは、その独自の判断により、一定の範囲のものに対し課税しないことができる ・ 「課税免除」は、本来は、地方団体による「非課税」というべきもの |
| <ul style="list-style-type: none"> ○税率特例 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種の政策目的等に基づいて、全国画一的に地方団体の課税権を制約 | | <ul style="list-style-type: none"> ○不均一課税（地方税法第6条第2項） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の場合において、ある一定の範囲の納税者に限って、条例により一般の税率と異なる税率で課税すること |
| <ul style="list-style-type: none"> ○課税標準特例、税額特例 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種の政策目的等に基づいて、全国画一的に地方団体の課税権を制約 ・ 特例対象、特例割合等を法定 | <ul style="list-style-type: none"> ○税額特例（特例対象を条例委任） <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例で指定されたNPO法人等への寄附に関する税額控除（個人住民税） ○税額特例（減額を条例委任） <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業地等に係る条例減額制度 ・ 税負担急増土地に係る条例減額制度（固定資産税） <li style="border: 2px solid black;">○わがまち特例 <ul style="list-style-type: none"> ・ 課税標準特例、税額特例の特例割合等を条例委任 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ○条例減免 <ul style="list-style-type: none"> ・ 天災その他特別の事情がある場合等において個々の納税義務者の状況により、いったん発生した租税債権の全部又は一部を放棄 |

特例措置の構成要素の一部を条例に委ねることとした背景等1

○ わがまち特例（特例割合等を条例委任）

- ・ 雨水貯留浸透施設、下水道除外施設に係る課税標準の特例（固定資産税、H24創設）

特例対象の整備等について、地方団体の関与が制度上設けられており、特例対象の整備を通じてまちづくりの議論につながるものと考えられる。

○ 非課税（特例対象を条例委任）

- ・ 過疎バスの取得にかかる非課税（自動車取得税、H23創設）

従前は、国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得するバスを対象としていたが、地域主権改革の一環として、都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗り合い用のバスの取得を非課税とする措置に改めた。

なお、当時、国庫補助対象外に対する都道府県独自の助成も行われていた。

○ 税額特例（特例対象を条例委任）

- ・ 条例で指定されたNPO法人等への寄附に関する税額控除（個人住民税、H20創設、H23追加）

【抜本的な税制改革に向けた基本的考え方（税制調査会：平成19年11月）】

地域に密着した民間の非営利活動の促進は、地方公共団体の行政サービスとの協働という観点からも重要な課題であり、後述する新たな公益法人制度の導入等も踏まえ、個人住民税における寄附金税制のあり方について検討することが必要である。その際、「地域社会の会費」としての個人住民税の性格や地方分権の観点も踏まえ、寄附金税制の仕組みは、基本的に条例などにより地方公共団体によって独自に構築されるべきと考えられる。

特例措置の構成要素の一部を条例に委ねることとした背景等2

○ 税額特例（減額を条例委任）

・ 商業地等に係る条例減額制度（固定資産税、H16創設）

商業地等の固定資産税に係る課税標準額の上限の引下げを求める声がある中で、法律により全国一律で課税標準額の上限を引き下げるとは、極めて厳しい市町村財政の状況を考えると難しく、また、負担水準の状況など地域によって異なる負担の実情を最も良く知り得る立場にあるのは住民に身近な市町村であることから、自己決定・自己責任という地方分権の流れも踏まえ、負担水準の高い商業地等について、全国一律ではなく、市町村の判断で条例により税額を減額できる仕組みを創設することとなった。

・ 税負担急増土地に係る条例減額制度（固定資産税、H21創設）

地価が上昇したこと等により税額が大幅に増加する土地については、税額の上昇率を一定水準に抑えることが考えられるが、評価額の上昇の原因は様々であり、周辺の開発行為や道路開発などにより利便性が向上した場合など、税額が上昇してもやむを得ない土地も存在すると考えられること、そもそも従来から評価額に対する税負担が低かったため税額上昇率が高くなってしまっている土地もあることなどを踏まえると、税額の上昇率が一定水準を超える土地について一律に税額を減額することとした場合、かえって不公平感を生じさせることにもなりかねない。

論点

○ 特例措置の構成要素の一部を条例に委任したものについては、以上のような背景等があったと考えられるが、わがまち特例の対象としては、どのようなものがふさわしいか。

論点2 わがまち特例の導入にあたって考えられる留意点

わがまち特例の導入にあたって考えられる留意点

○ 課税標準を分割等する場合

わがまち特例は、法律の定める範囲内で、個々の地方団体が課税標準の特例割合等を条例で定めることができる仕組みであるが、法人住民税や法人事業税、固定資産税については、1つの課税標準を複数の地方団体で分割、配分等する課税の仕組みがあり、このことをどう考えるか。

○ 国税との関係

個人住民税、法人住民税等は、課税標準となる所得の計算を国税と一致させており、また、個人住民税の人的控除等については国税と同様の考え方に基づいて控除を行っているが、このことをどう考えるか。

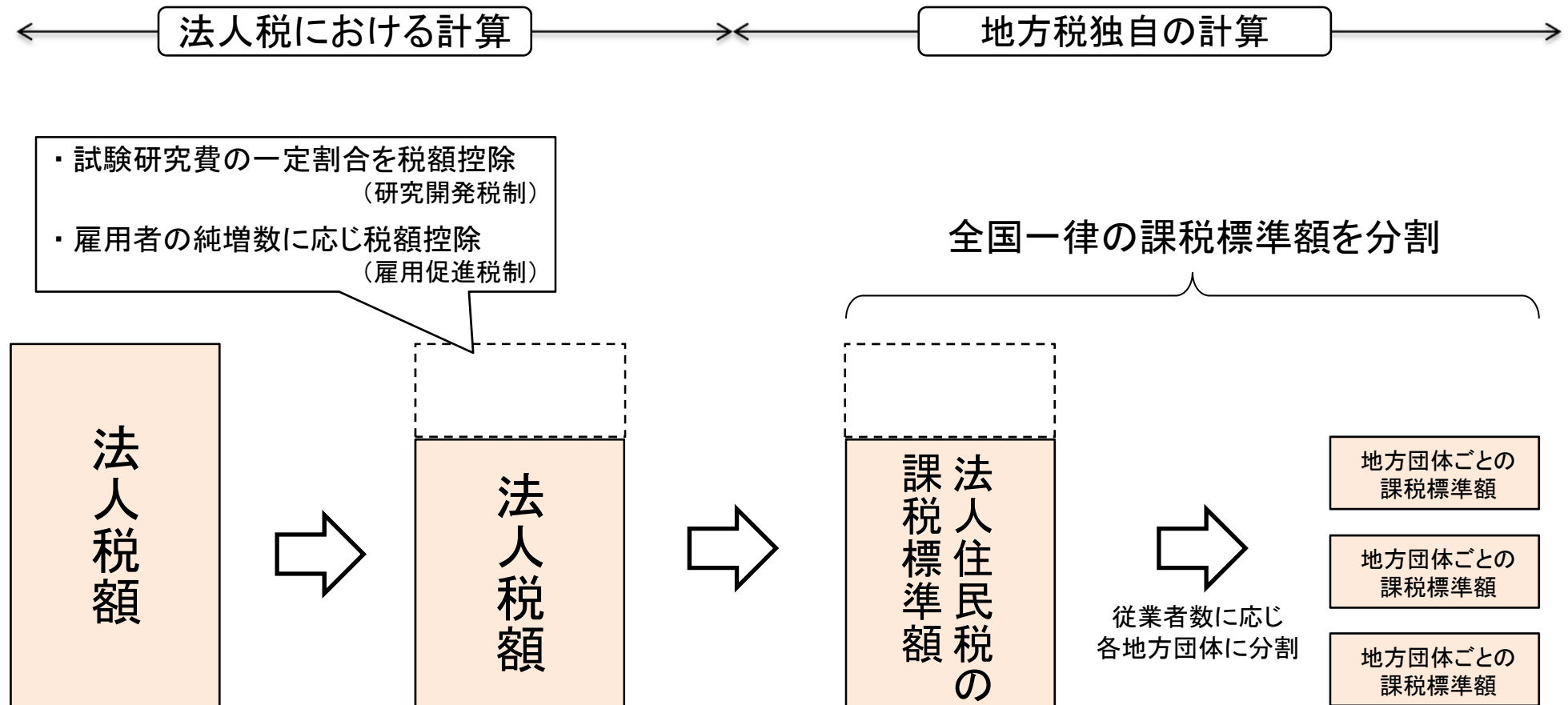
○ 個々の特例

上記の他、個々の特例の性質上、留意すべきものはあるか。

課税標準を分割する場合について(法人住民税・法人事業税)

- 現行制度上、複数の地方団体において事業を行う法人等については、法人等の活動全体に着目して各種の特例を適用した上で、全国一律の課税標準額を各地方団体に分割する仕組みとなっており、わがまち特例には馴染まないのではないか。

<税額計算のイメージ(法人住民税法人税割の場合)>



課税標準を配分等する場合について(固定資産税関係)

① 大臣・知事配分資産

→ 複数市町村にわたる資産について全体として価格等を決定すべきものとされている大臣・知事配分資産は、各市町村毎に特例割合を定めるわがまち特例には馴染まないのではないか。

※ なお、わがまち特例導入済の特例措置2件については、大臣・知事配分資産の場合には参酌基準と同じ特例割合を適用するよう法的に措置。

② 大規模償却資産

→ 大規模償却資産に該当した場合、市町村が特例割合を変えても市町村の課税額には影響しない一方で、道府県の課税額が増減するなどの問題が生じる。このことについてどう考えるか。

大臣・知事配分資産とわがまち特例

大臣・知事配分資産とは


下記の固定資産については、各市町村長ではなく総務大臣又は道府県知事が、その評価を行い、関係市町村に価格等（価格及び特例割合を適用した額）を配分。市町村長はその価格等によって固定資産税を賦課徴収。

- ① 船舶や航空機などの移動性償却資産や可動性償却資産で2以上の市町村にわたって使用されるもののうち総務大臣が指定するもの
- ② 鉄道事業、電気事業などの用に供する固定資産又は2以上の市町村にわたって所在する固定資産で、その全体を一の固定資産として評価しなければ適正な評価ができないと認められるもののうち総務大臣が指定するもの

※ 価格等の配分については、「地方税法第389条第1項の規定により道府県知事又は総務大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則」に規定する方法によることとされている。例えば、船舶は入港回数によって、鉄道事業は単線換算キロ数によって、関係市町村に配分される。

大臣・知事配分とする理由

- ① 船舶、車両等の償却資産で、その使用実態が一市町村内に定置するに止まらず、数市町村にわたるものについては、主たる定置場等が所在する市町村で全額課税するという原則によらずに資産を関係市町村に配分し、税収入の応益的な帰属を図る必要がある。
- ② 鉄軌道、発電施設等の固定資産や2以上の市町村にわたって所在する固定資産は、資産全体で機能を果たしているものであり、これを所在市町村がそれぞれ当該市町村に所在する部分について評価することとなれば、その固定資産の性格上適正な評価をすることは到底困難であるので、全体を一体のものとして評価する必要がある。

- 
- 各市町村毎ではなく全体として価格等（価格及び特例割合を適用した額）を決定すべきとされている大臣・知事配分資産について、わがまち特例導入によって、各市町村毎に資産を分割して各々の特例割合を適用することは困難

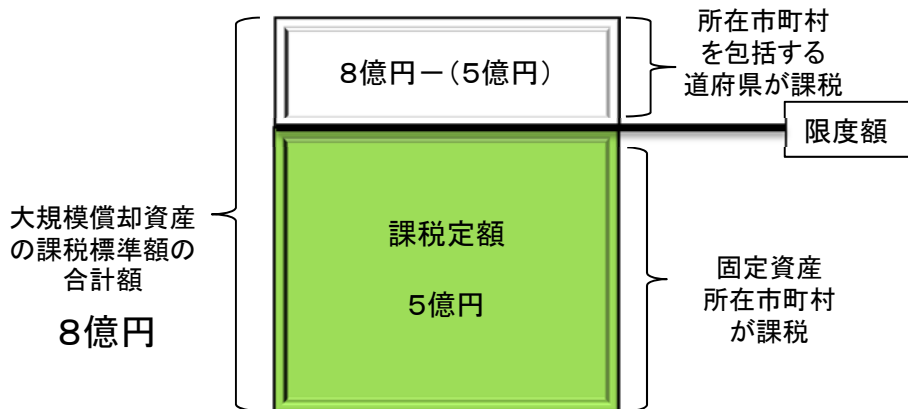
大規模償却資産とわがまち特例

○ 現行の大規模償却資産制度においては「わがまち特例」により道府県の課税額が影響を受ける。

制度の概要

- 大規模償却資産とは、一の納税義務者が所有する償却資産で、一の市町村に所在するものの価額の合計額が課税定額（人口規模に応じて規定される金額。例えば、人口5千人未満の市町村の場合は5億円。）を超えるものをいう。
- 大規模償却資産に市町村が課税しうる限度額を定め、その限度額を超える部分については道府県において課税することとされている。

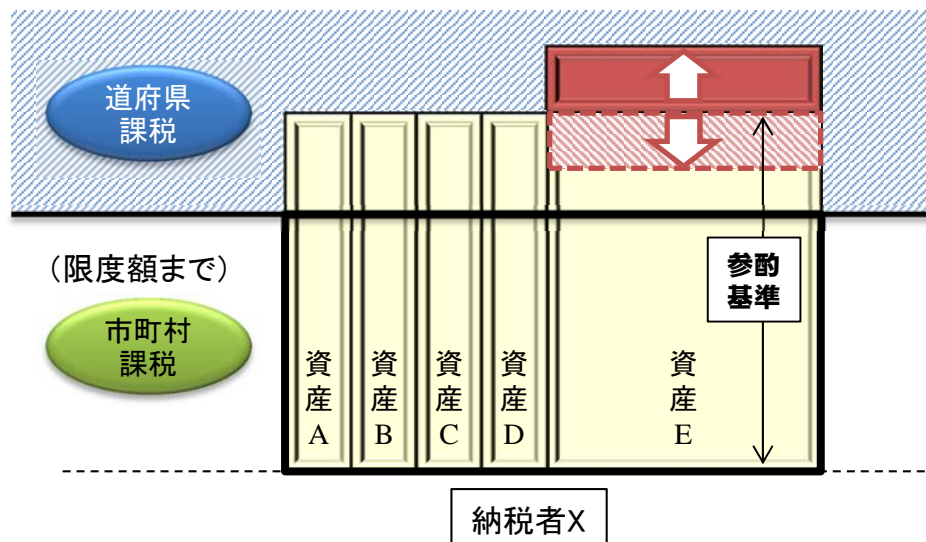
【 人口5千人未満の町村の場合の課税例 】



- ※ 大規模償却資産制度は、指定都市及び東京都特別区については適用されない。
- ※ 課税定額は市町村の財政状況に応じて増額される。

参酌基準よりも高い(低い)特例割合を市町村の条例で定めた場合

納税者Xが、償却資産A~D及びわがまち特例の適用のある償却資産Eを所有し、これらの価額の合計額が限度額を超えて大規模償却資産に該当する場合。



<以下の点について、どう考えるか>

- ・ 市町村が参酌基準よりも高い(低い)特例割合を定めた結果、市町村課税分ではなく道府県課税分が増加(減少)。市町村の意思により、道府県の課税権に影響を与える。
- ・ 交付税の基準財政収入額は、参酌基準で算定するものと整理されているところ。この場合に、市町村分は限度額で、道府県分は参酌基準による課税相当額で算定するとすれば、増加額分(減少額分)は道府県の財源増(財源減)となる。

主な課税標準特例、税額特例 1

<固定資産税関係>

- 対象資産の普及促進等のための経済的インセンティブとしての意味合いが強い特例
 - ・ 再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置
 - ・ バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る特例措置
 - ・ 鉄道事業者等が取得した新規製造車両に係る特例措置 等

- 個別具体の特定の法人又は特定の資産を対象とする特例措置
 - ・ 独立行政法人〇〇〇〇が所有する事業用固定資産に係る課税標準の特例措置
 - ・ 成田国際空港株式会社が所有する事業用固定資産に係る課税標準の特例措置
 - ・ JR三島会社（JR北海道・四国・九州）が所有等する一定の本来事業用資産に係る特例措置 等

- 個別具体の災害の被災者（地）支援を目的とした特例措置
 - ・ 三宅島噴火災害による被災家屋の代替資産に係る特例措置
 - ・ 東日本大震災に係る原子力災害による避難指示区域内資産の代替資産に係る特例措置 等

- 全国的に税負担を一定水準に均衡化することを目的とする特例措置
 - ・ 土地に対する税負担の調整措置

主な課税標準特例、税額特例 2

<不動産取得税関係>

- 特定の政策目的の達成に向けた経済的インセンティブとしての意味合いが強い特例
 - ・ 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が取得する不動産に係る特例措置
 - ・ 重要無形文化財の公演のための施設等の取得に係る特例措置
 - ・ 土地改良法に掲げる土地を取得した場合の課税標準の特例
 - ・ 心身障害者を多数雇用する事業所に係る税額の減額措置 等

- 不動産流通の促進としての意味合いが強い特例
 - ・ 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る特例措置
 - ・ 投資信託が取得する一定の不動産に係る特例措置
 - ・ 宅地評価土地の取得に係る特例措置（課税標準を1/2にする特例措置）
 - ・ 住宅の建築に係る特例措置（課税標準から1,200万円控除する特例措置） 等

- 代替特例など代替資産の取得がなければ、発生しないであろう税負担を免除（従前の家屋・土地の価格等を控除）するもの
 - ・ 収用等に伴い代替不動産を取得した場合の課税標準の特例
 - ・ 土地区画整理事業等の施行に伴い、代替不動産を取得した場合の課税標準の特例 等

主な課税標準特例、税額特例 3

<個人住民税関係>

○ 政策誘導的な色彩の強い控除として、次のようなものが講じられている。

- ・ 生命保険料控除
- ・ 地震保険料控除
- ・ 寄附金税額控除
- ・ 住宅借入金等特別税額控除（税源移譲に伴う税負担の変動を調整するという趣旨から導入）

※ その他個々の納税者の税負担能力に関する諸事情を斟酌するための基本的な仕組みとして、所得税と同様に人的控除が講じられている。

【参考】

【「個人所得課税に関する論点整理」H17.6.21政府税制調査会】

生命保険料控除、損害保険料控除などの政策誘導的な色彩の強い控除については、地方分権の観点からも、地方税である個人住民税においては速やかに整理すべきである

【「平成23年度税制改正大綱」H22.12.16閣議決定】

個人住民税の「地域社会の会費」的性格をより明確化する観点から、所得税における諸控除の見直しや低所得者への影響にも留意しつつ、個人住民税の諸控除の見直しについて検討を進めます。

【「平成24年度税制改正大綱」H23.12.10閣議決定】

生命保険料控除など政策目的へのインセンティブの色彩が強い控除の在り方については、個人住民税の「地域社会の会費」としての性格や地域主権改革の推進等の観点のほか、公的保障の補完としての性格や国民の自助努力の支援等の観点を踏まえ、検討します。